

## 介護予防・日常生活支援総合事業「通年型介護予防教室」 業務委託に係る仕様書

### 1 業務名

介護予防・日常生活総合支援事業「通年型介護予防教室」業務委託

### 2 事業名

介護予防教室「のびやか」

### 3 対象者

介護保険法に基づき、町内在住の65歳以上で、要介護または要支援認定を受けており、かつ通所サービスを利用していない者及び基本チェックリストにおいて事業対象者に該当する者であって、本人家族からの参加意向がある者。

### 4 業務期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

### 5 業務目的・内容

高齢者が住み慣れた地域で、できるだけ長く健康でいきいきとした生活を送ることができるようになることを目的とし、「介護予防・認知症予防・交流」をテーマに認知症や閉じこもり、うつ状態になることや要支援・要介護状態の重度化を防ぎ、生涯にわたって自己実現を目指すことを支援する。

#### (1) 教室の内容

- ① 定員 各教室（最大）25名（最少）5名
- ② 実施会場 町が指定する会場（町内4会場）  
筒賀地区・戸河内地区・修道地区・加計地区

#### 【実施会場】

No.	地区	会場名	住所
1	筒賀	筒賀ふれあいプラザ	安芸太田町大字中筒賀 1737-1
2	戸河内	安芸太田町地域支援センター	安芸太田町大字戸河内 759-1
3	修道	修道せせらぎ文化センター	安芸太田町大字穴 2834
4	加計	太田川交流館 かけはし	安芸太田町大字加計 3494-2
		川・森・文化交流センター (かけはしが利用できない時)	安芸太田町大字加計 5908-2

#### ③ 実施期間

令和8年6月から令和9年3月（10ヶ月間）

#### ④ 実施回数・時間

- ・ 4 会場とも毎週 1 回開催（盆・年末年始・祝祭日を除く）とする。
- ・ 各会場ともに概ね 10 月間 1 クールとし、開催曜日は会場毎に火曜（筒賀地区）・水曜（戸河内地区）・木曜（修道地区）・金曜（加計地区）を固定し、各会場原則週 1 回、計 136 回（各会場 34 回ずつ）実施する。
- ・ 実施時間は 1 回当たり、休憩時間を含め 1 時間 30 分とする。（14：00～15：30）送迎時間は含まない。

⑤ 送 迎

受託者が車両を用意し、送迎を希望する参加者を送迎する。なお、送迎の希望の確認は町が行う。

(2) プログラム内容

- ・ 安芸太田町内の 4 会場において、通所による集団指導を行い、認知症予防及び運動器の各機能の維持向上及び社会性の向上を目指したプログラムを作成のうえ実施する。
- ・ プログラム内容を実施前に町へ提出する。

(3) 実施日程

- ・ 受託者は町と協議し日程を決定する。他の行事等で会場が使用できない場合には、会場を変更して実施するかまたは中止とする。
- ・ 日程に変更があった場合は、速やかに町へ連絡する。
- ・ 大雨や大雪などの悪天候時には、町と受託者が協議して開催するか中止かするか決定する。中止の場合には、受託者が参加者に中止の連絡を行う。会場への連絡は町が行う。

6 施設予約

施設の年間予約は町が実施し、各会場を使用する際に必要となる台帳などは受託者がその都度記載する。

7 従事者の配置等

(1) 次のとおり従事者を配置する。

- ア 安全管理、事故対応、健康管理ができる者（保健師、看護師、経験のある介護職員等） 1 名
- イ 運動指導ができる者（健康運動指導士、理学療法士、健康運動実践指導者、経験のある介護職員等） 1 名
- ウ 講座の支援ができる者（町民の支援を望む） 1 名

エ 送迎ができる者（町民の支援を望む） 2名または1名（送迎人数が少ない場合）

(2) 町民ボランティア等の従事

参加者の脳トレや体操の補助を行うことと、地域への運動普及のため、町民ボランティアを毎回1~5名程度町が募る。町民ボランティアからは利用料を徴収せず、送迎は実施しない。町民ボランティアについては、日頃から地域での運動の普及啓発を行っている者が望ましい。

8 実施報告

(1) 事後アセスメントの実施

受託者は、対象者に対して町が作成したアンケートを実施する。

(2) 評価

受託者は、事業終了後、事後アセスメントとして、再度、事前アセスメントと同様の評価を実施し、目標の達成状況やその後の支援方法について検討・評価を行ない、町へ提出する。また、体力測定を開講時と終了時に実施し、各参加者でデータを比較してまとめ、併せて町に報告する。

(3) 個別記録等

受託者は、毎回講座終了後に個別及び全体の留意事項を記録すること。随時、内容等を町に報告する。

9 車両

- ・受託者は送迎用に車両（6~8人乗用：四輪駆動車）を2台用意し、送迎希望者に対して送迎する。
- ・車両の維持・管理は受託者が行う。車検等が必要な際には、事前に受託者の方から町に連絡する。

10 実施利用人数

・実施日1日当たりの利用者数は、おおむね5人以上とする。ただし、対象者がその地域において5人に満たない場合で、町が事業の実施を認めるときは、その限りではない。

11 参加料等

- ・参加料は町が介護保険負担割合により決定し、1人1回分として負担割合1割該当者：300円、2割該当者：600円、3割該当者：900円を徴収する。
- ・参加料は受託者が各回講座開催時参加者から徴収し、町へ事前に徴収金額を報告したのち、町が発行する納付書により各翌月末までに町へ納入する。

- ・講座開催期間中に新たに参加者から申し込みがあった際は、希望があれば1回限りで試行を認める。その講座1回分の参加料は徴収しない。また、試行者は参加者として計上しない。試行は一人当たり1回までとする。

## 12 任意保険への加入

委託業務を実施する際は、損害賠償責任保険、傷害保険、車両保険等の任意保険に加入する。また、各保険の証券の写しを町に提出する。

## 13 損害賠償

受託者は、委託業務の実施に関し発生した損害（第三者の及ぼした損害を含む。）について、賠償の責を負う。ただし、その損害のうち町の責めに帰する事由より生じたものについては、この限りではない。

## 14 委託業務の注意事項

### （1）権利事項

本業務により得られた全ての成果品等の所有権、著作権及び利用権等の一切の権限は、町に帰属するものとする。

### （2）守秘義務

受託者は、本業務の履行にあたり知り得た、いかなる事項も他に漏らしてはならない。

### （3）個人情報の取扱い

- ・受託者は、別添「安芸太田町個人情報取扱特記事項」に基づき、個人の権利権益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱うこととする。
- ・受託者はプライバシーマークを取得していなければならない。

### （4）業務遂行に関する事項

ア 受託者は本業務を遂行するにあたり、関係法令、委託契約書及び本仕様書を遵守するとともに、町の指示に従って誠実に業務を履行するものとする。

イ 本業務を円滑に遂行するため、町と受託者は協議を緊密に行うとともに、受託者は本業務の内容に不明な点が生じた場合は、速やかに町と協議を行うものとする。また、講座の開始前、講座期間中、終了後には町と受託者は協議を行い、改善点などをその都度明確にする。

ウ 町は、本業務に関する担当職員を1名置くものとし、業務全般の進行管理及び上記協議事項が発生した場合の対応を行うものとする。

エ 講座時間内に救急車を要請する場合、受託者が町及び他の看護職員に従事を依頼し、代替で従事できる場合には、看護職員が同乗する。他の看護職員及び町の保健師等が代替できない場合は、救急隊に旨を伝え、同乗しない。

受託者は本業務を遂行するにあたり、感染症予防対策を講じるものとする。感染予防対策に係る物品等は受託者が準備・管理することとし、管理場所については事前に協議しておく。また、具体的な対策の内容は、町の指示に従って業務を履行する。

オ 受託者は本業務を遂行するにあたり、緊急時には送迎連絡マニュアルに従って対応する。また、講座開始前に運転手に対応の手順等を説明する。

カ 受託者は本業務を遂行するにあたり、送迎の手順・対応を講座開始前に町と協議して定め、運転手に内容を説明する。

#### (5) 再委託に関する事項

受託者は、受託業務の全部又は一部を第三者に委任し、若しくは請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面によりその旨を町に申請し承諾を得た場合は業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせることができる。

#### (6) その他

仕様書に定めない事項については、町と受託者において必要に応じて協議する。